

令和3年（2021年）3月18日

## 「熊本市北区公式 YouTube チャンネル」運用ポリシー

熊本市北区公式 YouTube チャンネル（以下、「本チャンネル」という。）を利用した情報発信にあたっては、このポリシーに則り行うものとする。

### 1 チャンネルの目的と発信する内容

本チャンネルは、北区に関する情報を広く発信することで、市民の利便性を高めること及び北区の魅力を高めることを目的とし、発信する内容については以下のとおりとする。

- （1）北区が主催もしくは共催する行事、イベントの開催に関する告知及び報告、またはこれらに準ずるもの。
- （2）北区に関する施策や、防災に関する情報、地域活動の情報など、区として広く告知すべき情報。
- （3）その他区長が発信すべきと判断した情報。

### 2 運用体制

- （1）本チャンネルのアカウント名は、「熊本市北区役所」とする。
- （2）本チャンネルの運用責任者を区長とし、副責任者を区民部長及び保健福祉部長とする。
- （3）本チャンネルへの投稿及び管理は、北区改革プロジェクトチームの YouTube 部会メンバーのみ行うことができる。
- （4）運用責任者は、配信する動画の内容について、本チャンネルとして情報発信するのに適切かどうかの判断を行う。

### 3 動画配信の条件

- （1）熊本市職員として自覚と責任を持った発信を行うこと。
- （2）法令・規程などを順守すること。また公序良俗に反する~~発言~~発信をしないこと。
- （3）他の利用者（市職員も含む）の権利等を侵害しないように十分に留意すること。
- （4）情報が正確であるよう常に注意すること。また視聴者に誤解を与えない情報発信に努めること。本チャンネルの内容のみでは情報が不足すると思われる場合は、関連情報が掲載されている URL 等を説明文に記載するなどし、適切に情報を補うこと。
- （5）トラブル等が起きないよう、誠実な対応を心がけること。

### 4 禁止事項

- （1）特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容の発信。
- （2）他者の権利（肖像権、商標権、著作権など）を侵害する情報の発信。
- （3）他者を差別する内容、または差別を助長させる内容の発信。
- （4）正否が確認できない情報（噂や流説など）の発信。
- （5）重要施策の意思形成経過における情報（検討中の素案、それに対する個人的な意見など）

の発信。

- (6) 職務上知り得た秘密の発信。
- (7) YouTube 利用規約に反する内容の発信。
- (8) その他運用責任者が不適切と判断した内容の発信。

## 5 配信した動画へのコメント

本チャンネルが発信した動画に対しての、視聴者等からのコメントは基本的に受けつけないものとする。また、コメントへの個別対応も行わない。

## 6 運用上の注意事項

- (1) 本チャンネルに携わる部会メンバーは、本ポリシーを理解し、順守する。
- (2) 本チャンネルの発信は、個人名ではなく「熊本市北区」として行う。
- (3) 投稿する動画には本チャンネルの名前とロゴを必ず記載する。
- (4) 運用責任者は、各管理人が発信した情報の内容を確認し、常に適正な運用に努める。
- (5) 本チャンネルのID及びパスワードを他人に教えてはならない。また、自己のID及びパスワードを他人に使用させてはならない。
- (6) 業務目的以外でのYouTubeの利用を禁止し、不正な利用等を行った者は部会メンバーから削除する。

## 7 知的財産権の帰属

本チャンネルに掲載している動画に関する権利は、区又は著作権者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

## 8 免責事項

- (1) 本チャンネルから発信する情報の正確性、完全性等には細心の注意を払っているが、その全てを保証するものではない。また、情報については発信当時のものであり、その後変更になっても一切の責任を負わない。
- (2) 利用者が本チャンネルを利用したこと、もしくは利用できなかったことにより生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (3) 本チャンネルの利用に関して、利用者間若しくは利用者と第三者間にトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない。
- (4) 予告なく掲載した情報を変更又は削除する場合がある。
- (5) 予告なく本ポリシーを変更する場合がある。また、予告なく本チャンネルの運用を中断又は中止する場合がある。